

資料

資料 1 - 1

全国肝炎総合対策推進懇談会 開催要領

(目的及び検討事項)

1. 全国肝炎総合対策推進懇談会（以下、「懇談会」という。）は、厚生労働省健康局長が参集を求める有識者により、総合的な肝炎対策について専門的な協議を行うことを目的として開催する。

(懇談会の構成)

2. 懇談会に参集を求める有識者は肝炎対策に精通した学識経験を有する者とする。

(座長の指名)

3. 懇談会に座長及び座長代理を置く。座長及び座長代理は、懇談会構成員の中から互選により選出する。座長代理は、座長が欠席の場合に座長としての業務を行う。

(作業班の開催)

4. 懇談会は、必要に応じ、外部専門家を交えた作業班を開催することができる。

(会議の公開)

5. 懇談会の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、座長は、会議を非公開とすることができる。
6. 座長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

7. 懇談会における議事は、次の事項を定め、議事録に記載するものとする。
 - 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した懇談会構成員の氏名
 - 三 議事となった事項
8. 議事録は公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、座長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
9. 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、座長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

(懇談会の庶務)

10. 懇談会の庶務は、厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室において処理する。

(その他)

11. この開催要領に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、座長が別途定める。

全国肝炎総合対策推進懇談会 名簿

井 伊	久美子	社団法人日本看護協会常任理事
飯 沼	雅 朗	社団法人日本医師会常任理事
小 俣	政 男	山梨県特別顧問
北 澤	潤	栃木県保健福祉部長
田 中	純 子	広島大学大学院医学系研究科教授
西 村	慎太郎	日本肝臓病患者団体協議会常任幹事
林	紀 夫	大阪大学大学院医学系研究科教授
久 道	茂	宮城県対がん協会会長
松 井	通 子	全国保健師長会副会長
松 枝	啓	国立国際医療センター一国府台病院長
南	砂	読売新聞社編集解説部次長
宮 村	達 男	国立感染症研究所長
村 田	充	日本肝臓病患者団体協議会監査
八 橋	弘	(独) 国立病院機構長崎医療センター治療研究部長